令和８年度 愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金について【概要版】

愛媛県観光物産協会が造成した「着地型旅行商品」を掲載する旅行商品ついて、次のとおり助成を行いますのでご活用ください。

1　助成要件

（1）受注型企画旅行においては、行程に協会造成の着地型旅行商品を組み込み、実際に利用されること。
（2）募集型企画旅行においては、パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもの。
（3）愛媛県外を出発地とする旅行商品であること。
（4）協会が造成した着地型旅行商品名を明確に記載すること。
（5）個人型パンフレットにおいては、愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国・四国地区等を旅行先とした総合パンフレットへの掲載も対象とする。

2　助成金の額

区分	限度額
協会が造成した着地型旅行商品 ※但し、協会が指定する商品に限る。	１商品当たり30,000円 ※但し、上限3商品（90,000円）とする。

※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可。
※着地型旅行商品については、当協会旅行会社専用ページ（https://iyonet.com/travelagency_login/）内の協会造成着地型旅行商品をご参照ください。

3　助成金の申請期間

協会が造成した着地型旅行商品を受注型企画旅行又は添乗員付き募集型企画旅行の行程に組み込む場合には、助成の申請期間等を次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	令和8年4月1日から 令和8年7月31日まで	令和8年5月1日から 令和8年9月30日まで
下期	令和8年6月1日から 令和9年2月28日まで	令和8年10月1日から 令和9年3月15日まで

協会が造成した着地型旅行商品を募集型企画旅行（個人型）のパンフレットに掲載する場合には、助成の申請期間等は次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	令和8年4月1日から 令和8年8月31日まで	令和8年10月1日から 令和9年3月31日まで
下期	令和8年10月1日から 令和9年2月28日まで	令和9年4月1日から 令和9年9月30日まで

4　助成金の申請時に必要なもの

①助成金交付申請書（様式第１号）②事業計画書（別紙1）③行程表（受注型企画旅行の場合)又は校正段階のパンフレット等（募集型企画旅行の場合）

5 注意事項

助成金は、原則として申請に必要な全ての書類（原本）が到着した時点で受付することとし、受付順に交付決定を行う。予算額に達した後の申請は、キャンセル待ちとし、先に交付決定をしている団体の催行結果により予算に余裕が生じた場合に、繰り上げて交付決定する。（予算に余裕が生じない場合、交付出来ない場合がある）。

6 事務局（お問合わせ先）

（一社）愛媛県観光物産協会　観光部（担当：佐々木）
〒790-0004　愛媛県松山市大街道３丁目６-１
TEL: 089-961-4500　FAX:089-961-4222
E-mail:sasaki@iyonet.com

助成金申請フロー

【１】 旅行会社

助成金申請書他必要書類の提出（郵送）
※不備等による差し戻しがないよう、原本送付の前に、下記メールアドレス宛に書類データをご送付ください。

〈申請時に必要なもの〉
①助成金交付申請書（様式第1号）
②事業計画書（別紙1）
③行程表（受注型企画旅行の場合）又は校正段階のチラシやパンフレット（募集型企画旅行の場合）

〈書類提出先〉
〒790-0004
愛媛県松山市大街道３丁目６-1
一般社団法人愛媛県観光物産協会
観光部　佐々木　宛
TEL：089-961-4500　FAX：089-961-4222
Email：sasaki@iyonet.com

↓

【２】 愛媛県観光物産協会

書類の受領、承認手続き後、交付決定通知書の送付（郵送）

↓

【３】 旅行会社

交付決定通知書の受領、ツアーの実施、パンフレット造成

↓

【４】 旅行会社

実績報告書他必要書類の提出（郵送）
※不備等による差し戻しがないよう、原本送付の前に、下記メールアドレス宛に書類データをご送付ください。

〈実績報告時に必要なもの〉
①実績報告書（様式第5号及び別紙1-1）
②助成金請求書（別紙1-3）
③パンフレット等の現物（募集型企画旅行の場合）

〈書類提出先〉
申請時と同様

↓

【５】 愛媛県観光物産協会

書類の受領、承認手続き後、交付確定通知書の送付（メール）及び助成金交付手続き